

遺言書

文例（下書き用・本文は必ず手書きしてください）

※ この用紙は下書き用の文例です。自筆証書遺言は、遺言者がその全文・日付・氏名を自書し、印を押さなければ効力が生じません（民法968条1項）。印刷したこの用紙に署名・押印しても遺言にはなりません。内容を決めたうえで、便箋などに全文を手書きしてください。

----- ここから下を書き写す -----

遺言者 山田 太郎 は、この遺言書により次のとおり遺言する。

第1条

遺言者は、遺言者の有する次の不動産を、妻 山田 花子（1962年5月3日生）に相続させる。

- 土地 所在 ○○市○○町一丁目 地番 1番1 地目 宅地 地積 120.55平方メートル
- 建物 所在 ○○市○○町一丁目1番地1 家屋番号 1番1 種類 居宅 構造 木造かわらぶき2階建 床面積 1階 65.00平方メートル 2階 48.00平方メートル

第2条

遺言者は、遺言者名義の次の預貯金を、長男 山田 一郎（1988年7月12日生）に相続させる。

- 銀行○○支店 普通預金 口座番号1234567
- 信用金庫○○支店 定期預金 口座番号7654321

第3条

遺言者は、前2条に記載した財産を除く遺言者の一切の財産を、妻 山田 花子に相続させる。

第4条

遺言者は、この遺言の遺言執行者として次の者を指定する。

住所 ○○市○○町二丁目2番2号
氏名 山田 一郎（1988年7月12日生）

2 遺言執行者は、この遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を有し、不動産の登記手続、預貯金の名義変更、解約及び払戻しの請求をすることができる。

年 月 日

遺言者 住所

氏名

印

----- ここまで -----

※ 日付は「令和8年9月吉日」のように日を特定できない書き方をすると無効になります。氏名は戸籍どおりに書き、押印を忘れないでください。書き間違えたときは、変更した場所を指示し、変更した旨を付記して署名し、変更の場所に押印する方式が必要です（民法968条3項）。不安なときは書き直すほうが安全です。